

託送料金における収入の見通しの変更承認申請について

2026年7月10日
関西電力送配電株式会社

当社は、本日、託送供給等約款料金の設定の基礎となる「収入の見通し（事業計画^{※1}の実施に必要な5か年の見積費用。以下、見積費用）」について、電気事業法第17条の2第4項に基づき、経済産業大臣に対し、変更承認申請を行いました。

今回申請した「収入の見通し（見積費用）」は、2023年11月に承認^{※2}を受けた内容と比べ、1,496億円増加し、3兆7,626億円となります。

託送料金制度（レベニューキャップ制度）における第一規制期間（2023～2027年度）の料金算定を行った2021年度以降、計画時点では想定できなかった原材料費や労務費、金利の上昇により、送配電設備の更新や整備等について、当初の想定を上回る費用の増加が生じています。

当社では、業務変革やコスト削減といった、最大限の経営効率化に取り組んでいますが、上昇分の全てを吸収することはできず、今後もその影響は拡大する見通しです。

こうした環境変化のもとにおいても、将来にわたり電力の安全・安定供給を確保していくためには、必要な設備投資を着実に進めるとともに、取引先の人材維持に必要な賃金水準や資材調達コストの確保に向け、市況の上昇を適切に取引価格へ反映し、施工人材の確保やサプライチェーンの維持をしていく必要があることから、今回、「収入の見通し（見積費用）」の変更を申請するものです。

今後、国による審査を経て、経済産業大臣に承認された「収入の見通し（見積費用）」を基に、託送供給等約款の変更届出を行い、2026年11月1日から新たな託送料金を適用させていただく予定です。

当社は、今後も業務変革やコスト削減に継続して取り組むとともに、電力の安全・安定供給を最優先として、再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンスの強化等、社会的要請に着実に応えてまいります。

※1 国が定めた「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針」に基づき、第一規制期間（2023～2027年度）における収入の見通しを算定する際の前提となる、当社が取り組むべき目標計画、前提計画、費用計画、投資計画、効率化計画等について記載したものを。

※2 2024年度から、発電事業者等にご負担いただく発電側課金制度が導入され、料金体系の見直しが必要となったことを踏まえ、2022年12月に国の承認を受けた収入の見通しについて、その時点では反映ができなかった外生的な費用変動等を期中で調整し、承認を受けている。（[2023年11月24日お知らせ済み](#)）

以上

別紙：託送料金における収入の見通しの変更承認申請について

託送料金における収入の見通しの 変更承認申請について

関西電力送配電株式会社

2026年7月10日



- 当社は、本日、託送供給等約款料金の設定の基礎となる「収入の見通し（事業計画の実施に必要な5か年の見積費用。以下、見積費用）」について、電気事業法第17条の2第4項に基づき、経済産業大臣に対し、変更承認申請を行いました。
- 今回申請した「収入の見通し（見積費用）」は、2023年11月に承認を受けた内容と比べ、1,496億円増加し、3兆7,626億円となります。
- 託送料金制度（レベニューキャップ制度）における第一規制期間（2023～2027年度）の料金算定を行った2021年度以降、計画時点では想定できなかった原材料費や労務費、金利の上昇により、送配電設備の更新や整備等について、当初の想定を上回る費用の増加が生じています。
- 当社では、業務変革やコスト削減といった、最大限の経営効率化に取り組んでいますが、上昇分の全てを吸収することはできず、今後もその影響は拡大する見通しです。
- こうした環境変化のもとにおいても、将来にわたり電力の安全・安定供給を確保していくためには、必要な設備投資を着実に進めるとともに、取引先の人材維持に必要な賃金水準や資材調達コストの確保に向け、市況の上昇を適切に取引価格へ反映し、施工人材の確保やサプライチェーンの維持をしていく必要があることから、今回、「収入の見通し（見積費用）」の変更を申請するものです。
- 今後、国による審査を経て、経済産業大臣に承認された「収入の見通し（見積費用）」を基に、託送供給等約款の変更届出を行い、2026年11月1日から新たな託送料金を適用させていただく予定です。
- 当社は、今後も業務変革やコスト削減に継続して取り組むとともに、電力の安全・安定供給を最優先として、再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンスの強化等、社会的要請に着実に応えてまいります。

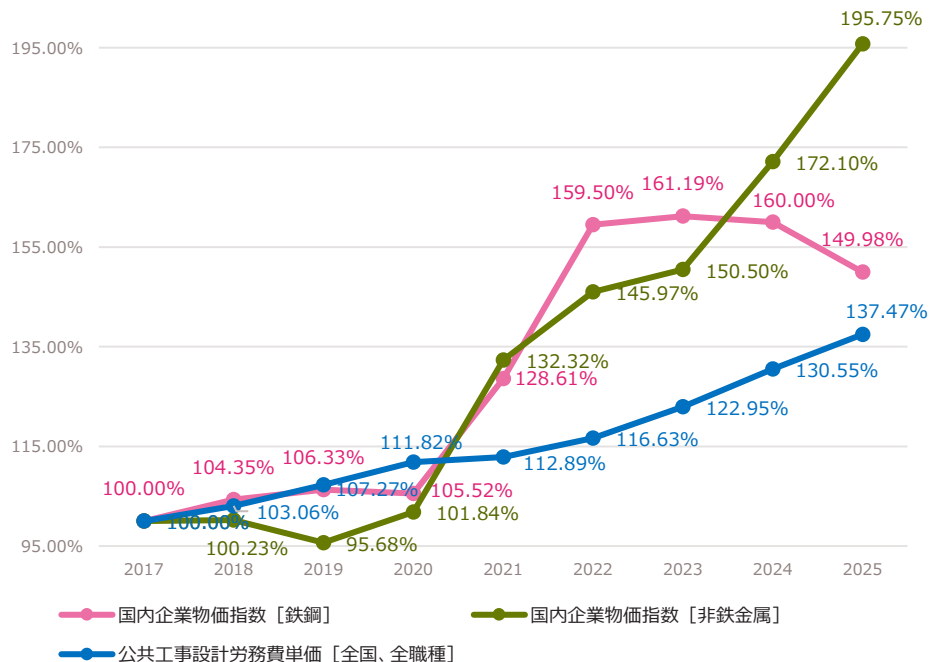
1. 当社を取り巻く環境（原材料費・労務費・金利の市況）
2. 施工人材の確保・サプライチェーンの維持
3. 投資量の見直し・最大限の効率化
4. 今回の収入見通しの変更概要
5. 今後のスケジュール

※本資料内の数値は、端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

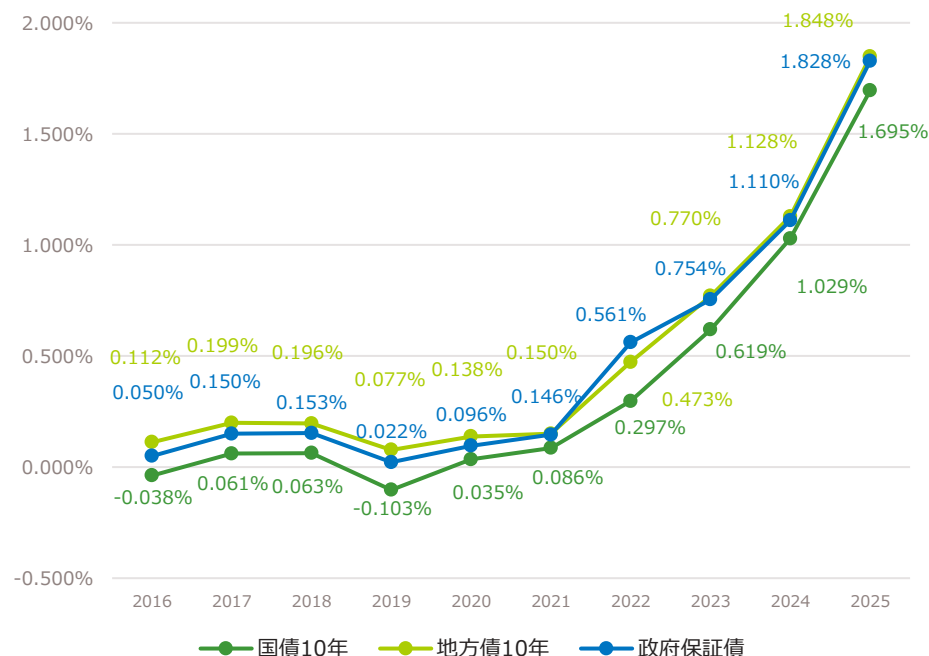
1. 当社を取り巻く環境（原材料費・労務費・金利の市況）

- 当社は第一規制期間の期初に掲げた事業計画に基づき、高経年化設備の更新や、再エネ導入拡大・レジリエンス強化に向けたネットワーク整備を進めています。
- 一方で、近年は、ネットワーク整備に必要な銅・アルミ・鋼材等の原材料費に加え、労務費も上昇しています。また、金利上昇により資金調達コストも増加しており、これらは、中長期的な観点で、計画的に設備投資を行っていくうえで影響が大きく、今後もその影響は拡大する見通しです。

原材料費・労務費関連市況の推移



国債等金利の推移



日本銀行「企業物価指数」、国土交通省「公共工事設計労務単価」、財務省「入札カレンダー」等、公表資料を基に当社にて作成したものです。

2. 施工人材の確保・サプライチェーンの維持

- 必要な設備投資を着実に進め、電力の安全・安定供給を確保していくためには、設備の建設や更新、災害復旧等を担う人材や、安定的な資機材の確保が不可欠です。
- 当社はこれからも、「関西電力送配電グループ調達基本方針」および「パートナーシップ構築宣言」に基づき、市況の上昇を適切に取引価格へ反映することで、施工人材の確保やサプライチェーンの維持に努めてまいります。

施工人材の確保・サプライチェーンの維持



要員の確保・定着や技術・技能の継承が進み、資機材も安定的に確保

電力の安全・安定供給



確実な設備更新・保守により
電力の安全・安定供給を実現

3. 投資量の見直し・最大限の効率化

- 今回の変更承認申請にあたっては、電力の安全・安定供給に支障をきたさないことを前提に、至近の情勢変化を踏まえ合理的かつ現実的な投資量へ見直しを行いました。また、設備形成の見直しにより、鉄塔や電柱の投資量を削減する等、効率化施策のさらなる深掘りや横展開による最大限の効率化も織り込んでいます。
- 当社は今後もカイゼン活動等を通じて、継続的な業務変革およびコスト削減を推進してまいります。

送電・変電設備

配電設備

投資量の見直し

- ✓ データセンター等の新規お客さま**申込工事への対応等を反映**
- ✓ 更新工事は計画申請以降の停電調整・用地交渉等の**工程進捗を反映し、確度の高い工事計画へ見直し**
- ✓ 第二規制期間以降に繰り延べた件名の一部は、**工事量平準化やリスク量低減の観点より、件名差替えを実施**

- ✓ 需要・電源対応や無電柱化の**至近工事実績を反映**
- ✓ 柱上変圧器等**顕在化した劣化設備への対応を反映**
- ✓ コンクリート柱、電線は足元の改修対象設備が多数ある状況を踏まえ、更新対象は厳選の上、**需要・電源対応工事等の減少で生じた施工力を振り替えて、更新工事を計画**

効率化

- ✓ 最適な設備形成検討を踏まえた**設備のスリム化等による効率化を反映**
- ✓ **他社の効率化施策を最大限反映**

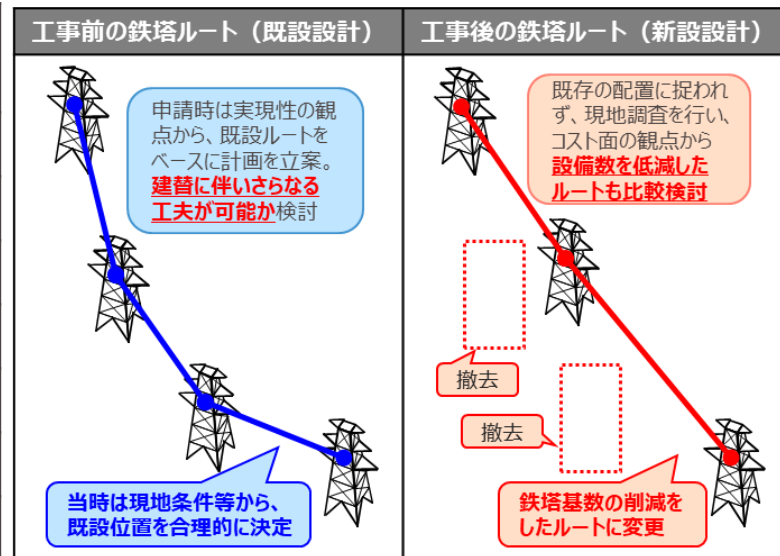
- ✓ 負荷状況を踏まえた除却や支持物長径間化等、**設備のスリム化による効率化を反映**
- ✓ **他社の効率化施策を最大限反映**

参考：投資計画へ反映した主な効率化施策

主な施策	内容
設備のスリム化	送電・変電設備において、最新の需要動向を踏まえて周辺系統を含めた合理的な設備形成の検討や系統運用方法の工夫を行い、設備をスリム化（削減）するもの 配電設備において、既存の配置に捉われず効率的な配置を検討することや、元位置ではなく別位置への建替を用地交渉時に訴求することで建柱を抑制するもの
長径間化・高鉄塔化	既設鉄塔の建替の際には、既存の配置に捉われず、現地環境を踏まえ別ルートでの建替を実施するとともに、鉄塔を長径間化・高鉄塔化することにより、鉄塔基数を削減するもの
元位置建替車両の適用による電柱工事の効率化	元位置建替車両の導入・活用により、元位置建替時の投資量の削減を図るもの

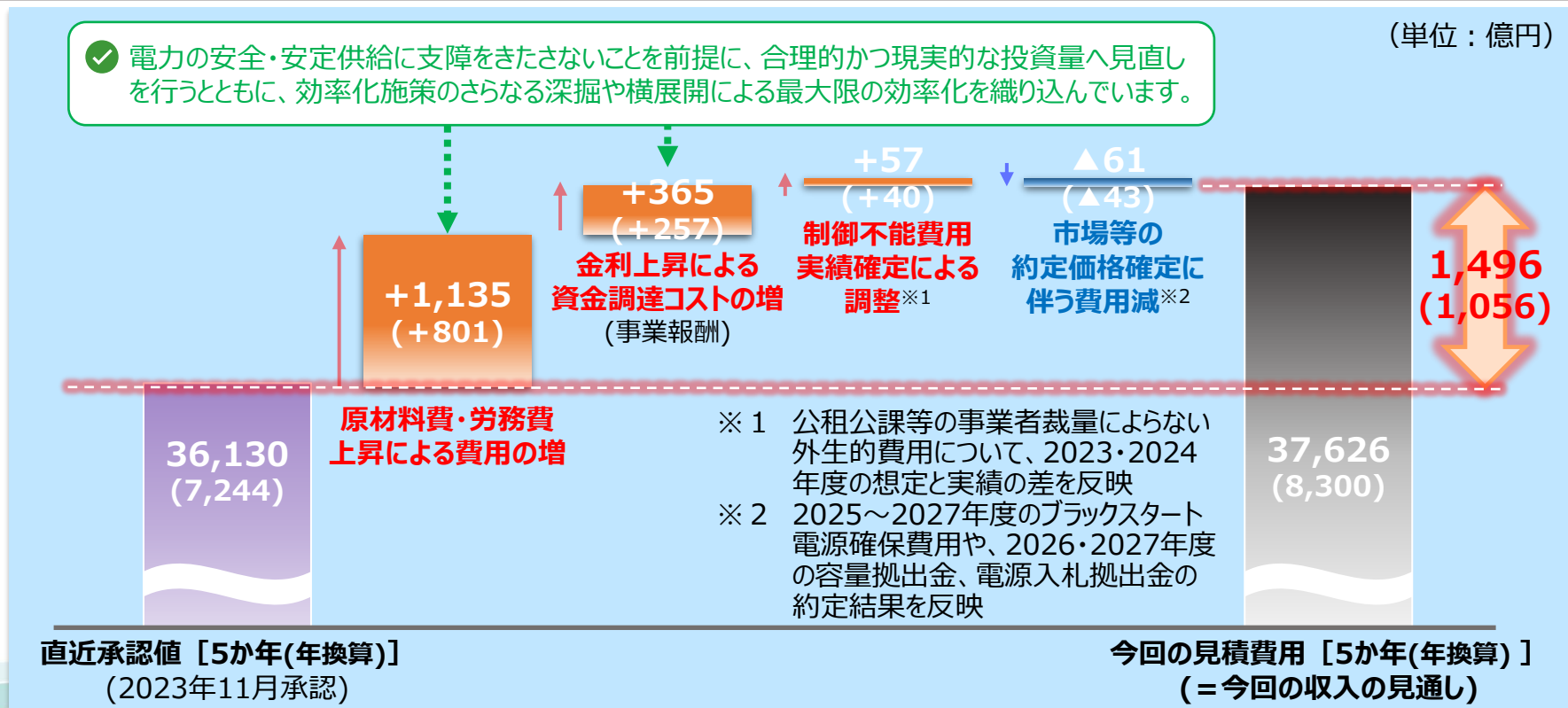
<効率化の例（鉄塔基数の削減）>

種別	品目	単位	2026-2027年度の効率化物量 (期初計画からの削減割合)
送電設備	鉄塔	基	▲52 (▲13.8%)
	架空送電線	km	▲60 (▲19.4%)
	地中ケーブル	km	▲4 (▲1.9%)
変電設備	変圧器	台	▲5 (▲5.1%)
配電設備	コンクリート柱	本	▲1,003 (▲7.3%)
	低圧線	km	▲556 (▲14.4%)
	柱上変圧器	台	▲318 (▲2.9%)



4. 今回の収入見通しの変更概要

- 前回の変更承認申請時における収入の見通し（見積費用）は3兆6,130億円でしたが、新たに制度措置された2026、2027年度の「原材料費・労務費上昇による費用」と「金利上昇による資金調達コスト」が、大幅に増加しています。
 - 加えて、制御不能費用における実績・約定価格確定による費用を反映すると、収入の見通し（見積費用）は1,496億円増加し、3兆7,626億円となる見込みです。
 - 今回の費用増加による影響を1年間で計算すると、1,056億円となります。
- 【変更後の年換算費用 - 現行の年換算費用 = 8,300億円/年 - 7,244億円/年 = 1,056億円】

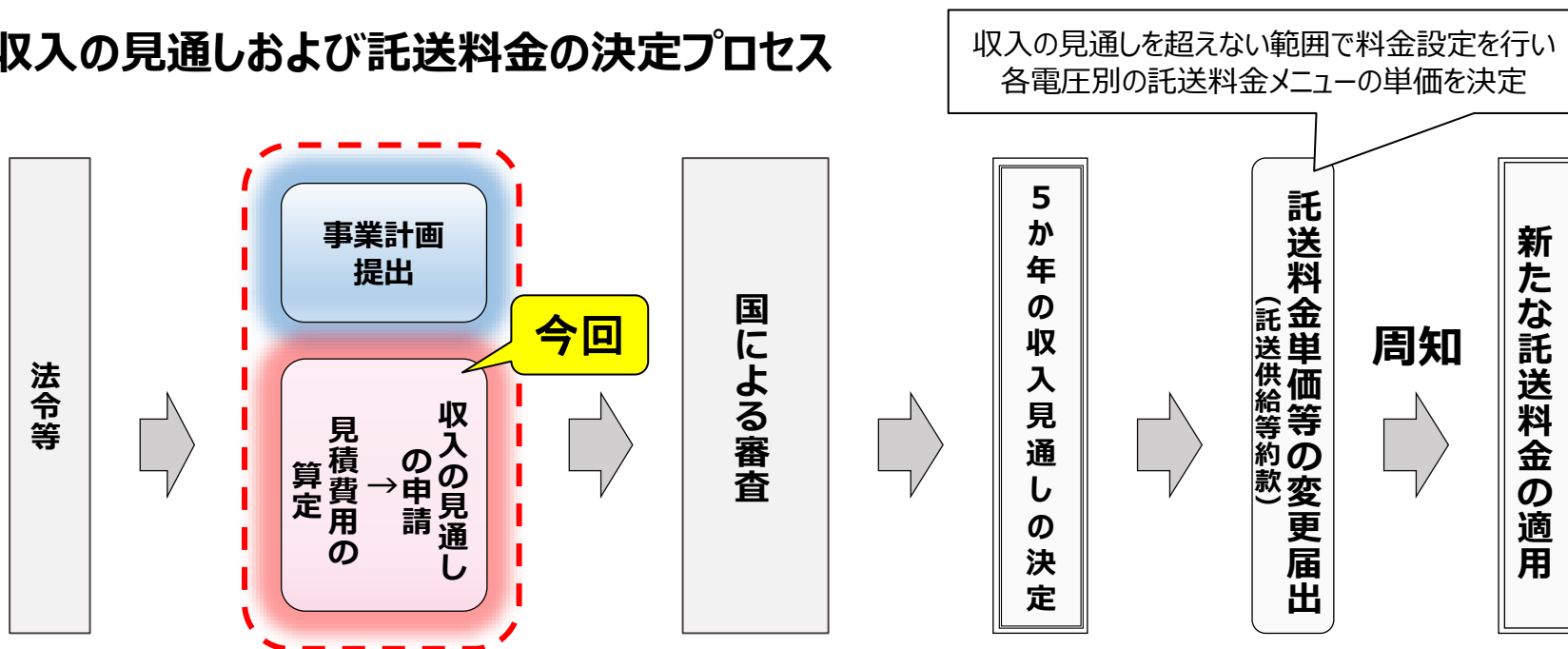


上図の()は、収入の見通し変更後の期間(2026年11月～2028年3月)における年換算費用

5. 今後のスケジュール

- 今回、変更承認申請した収入の見通し（見積費用）は、今後、国による審査を経た後、承認されることとなります。
- その後、承認された収入の見通し（見積費用）を基に託送供給等約款の変更届出（料金単価改定）を実施し、2026年11月1日～2028年3月31日（17か月）の新たな託送料金に適用したいと考えております。
- 今後も、業務変革やコスト削減に継続して取り組むとともに、電力の安全・安定供給を最優先として、再生可能エネルギーの導入拡大やレジリエンスの強化等、社会的要請に着実に応えてまいります。

■ 収入の見通しおよび託送料金の決定プロセス



- 現行の託送料金制度（レベニューキャップ制度）は、一般送配電事業者におけるコスト効率化を促すインセンティブを確保するとともに、電力の安全・安定供給等の実現に必要な設備投資や、調整力の変動等の外生的要因による費用増減を適切に反映する仕組みです。
- レベニューキャップ制度の制度設計が行われた2021年度当時は、原材料費や労務費の上昇が限定的であったことから、これらの変動による影響は託送料金の原価に反映しないこととされていました。
- しかし、その後、原材料費や労務費、金利の上昇が続き、一般送配電事業者や取引先である電気工事事業者等の継続的かつ安定的な事業運営に支障をきたすおそれが高まったことを踏まえ、国の審議会において、それらの上昇影響を託送料金の原価に反映できるように整理されました。
- あわせて、その反映方法として、次期規制期間での調整を基本としつつ、必要に応じて規制期間中に料金の変更を申請できることとされています。

<第一規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱い（2025年12月16日 第72回 料金制度専門会合資料より）>

論点	第一規制期間における検討論点	具体的な制度措置
①	第一規制期間での制度要否、及び対象とする場合の年度	第一規制期間も制度措置の対象とし、対象は 2026・2027年度の2年 とする
②	第一規制期間の制度措置の対象とする投資量	各事業者において 見直された合理的かつ現実的な投資量（の実績値） とする
③	制度措置の反映方法	翌期調整での反映を基本 とするが、事業者による 期中調整の申請を可能 とする制度とする
④	制度措置の対象とする費用項目	事後検証費用・控除収益・制御不能費用を除く、 OPEX・CAPEX・次世代投資費用・その他費用を対象 とする（一部対象外とする原価区分あり）
⑤	物価等上昇の影響額算定の基準年度	制度措置の 基準年度を2021年度 とし、 対象年度の前年度 までの物価上昇分を反映
⑥	適用する客観的な公表指標	費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター（電力）を適用
⑦	事業報酬の取扱い	第一規制期間のうち、 2026・2027年度の2年を対象 に、事業報酬率のうち、 公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、差分を措置 することとし、反映方法は論点③と同様とする